研究ノート

フランスにおける
刑罰適用裁判官の制度的展開（2・完）

相　澤　育　郎

目　次

はじめに――本稿の意義
Ⅰ　刑罰適用裁判機構の全体像
　1　一般的管轄権限
　　（1）　刑罰適用裁判官の決定
　　（2）　措置の停止と仮収監
　　（3）　刑罰適用裁判所またはその他機関への判断の委譲
　　（4）　刑罰適用裁判所の決定
　2　手続き
　　（1）　有罪宣告を言渡された者が行う請求と受理要件
　　（2）　対審弁論
　　（3）　事前手続―引致・留置
　　（4）　事前手続―鑑定・社会教育的報告書
　　⑸　決定の通知
　3　不服申立て
　　（1）　控訴の申立て
　　（2）　破毀申立て
　4　被害者
　　（1）　被害者等の権利と保護
　　（2）　被害者等の意見と通知
　5　その他の関係機関
　　（1）　検察官
　　（2）　被害者担当裁判官
Ⅱ　刑罰適用裁判官
　1　組織・構成
　　（1）　任命・任期
　　（2）　刑罰適用書記課

（3） 一件資料
（4） 刑罰適用委員会
2 管轄領域
（1） 原　　則
（2） 例　　外
3 非拘禁的刑罰または措置に関係する権限
（1） 刑事強制
（2） 保護観察付宣告猶予
（3） 保護観察付執行猶予
（4） 公益奉仕労働付執行猶予
（5） 公益奉仕労働刑
（6） 社会内司法監督
（7） 移動型電子監視
（8） 滞在禁止
4 刑の修正措置に関係する権限　　（以下、本号）
（1） 判決裁判所による「最初から」の刑の修正
（2） 簡易的刑の修正手続き
（3） 刑罰適用裁判官による通常の刑の修正手続き
（4） 制限付自由
5 保安監視、保安監置および保安監視に関係する刑罰適用裁判官の権限
6 行刑機関等に対する権限
Ⅲ 刑罰適用裁判所
1 組織・構成
2 管轄領域
3 管轄権限
（1） 裁判長の権限
（2） 合議体の権限
Ⅳ 控訴院刑罰適用部
1 組織・構成
2 管轄領域
3 管轄権限
（1） 裁判長への控訴
（2） 部への控訴
（3） 破毀申立て
4 手 続 き
（1） 控 訴 審
（2） 待機期間
（3） 命令・判決
むすびに代えて――今後の課題

4　刑の修正措置に関係する管轄権限

フランスでは、今日、「刑の修正（aménagement des peines）」[95]と呼ばれる手続きが発展しており、これは厳密には刑の執行制度の変更手続きと言うことができるものである。主要な決定機関と手続きの段階によって、これを以下の4つに区分することができる[96]。

第1に、判決裁判所による最初から（ab initio）の刑の修正である[97]。これは、主に2年以下の実刑で有罪判決を言渡される者（法定累犯は1年以下）に対し、判決裁判所が、半自由、構外作業または電子監視のいずれかの執行制度のもとで、当該刑が執行されることを言渡すものである。

第2に、簡易的刑の修正（procédures simplifiées d'aménagement des peines）と呼ばれる手続きである[98]。これは、判決裁判所によって主に2

95　PONCELA によれば、この表現を最初に用いたのは、1995年の彼の教科書（*Droit de la peine,* Paris : Presses universitaires de France, 1995.）であり、当初は、判決裁判所によって宣告される「修正された主刑」（peines principales aménagées）と、刑罰適用裁判官による「自由剥奪刑の修正」（aménagements des peines privativs de liberté）という表現が用いられ、それぞれで異なるものとして扱われていた。これは厳密な司法的カテゴリーというよりも講学上の道具として用いたものであり、PONCELA 自身はより適切な呼び方にすべきとしている。本稿では彼の意図を理解しつつも、現在一般的な刑の修正という表現を用い、PONCELA の指摘については脚注において言及するものとする。この点につき、Pierrette PONCELA, "Le droit des aménagement de peine", L' administration pénitentiaire (dir.), *L'aménagement des peines privatives de liberté : l'exécution de la peine autrement,* 2013（http://www.justice.gouv.fr）, p. 21 et s.

96　この手続につき、末道康之「フランスにおける行刑法の制定と刑罰の調整の理念と現実」法学研究84巻9号（2011年）481-516頁および同「フランス行刑法の制定と刑罰の執行に関する改正」犯罪と非行175号（2013年）123-145頁も参照のこと。

97　PONCELA はこれを「短期拘禁刑の代替刑」（peines de substitution à une courte peine d'emprisonnement）と呼ぶべきとしている。PONCELA, supra note 95, p. 26.

98　PONCELA はこれを「拘禁刑の執行様式」（modalités d'exécution d'une peine d'emprisonnement）と呼ぶべきとしている。PONCELA, ibid.

年以下の拘禁刑で有罪を言渡され（法定累犯は１年以下）、かつ未だ収監されていない者に対して、刑罰適用裁判官が刑の修正を言い渡すものであり、刑罰適用裁判官による最初からの刑の修正手続きと呼ぶこともできる。言渡すことができる措置は、半自由、構外作業、電子監視、刑の停止および分割、ならびに刑法132-57条に定める刑の置換えである。

第３に、刑罰適用裁判官が職権により、または検察官もしくは受刑者の申立てを受けて、刑執行中の者に言渡す刑の修正である。これは刑罰適用裁判官が伝統的に行ってきた執行制度の変更手続きであり、通常の刑の修正手続きと呼ぶことができる。言渡すことのできる措置は、主に刑の軽減（の取消しまたは承認）、構外作業、半自由、外出許可、監視付外出許可、刑の停止および分割、電子監視ならびに仮釈放である。対象となる者の条件は言渡される措置によって異なっている。

第４に、2014年８月15日法によって創設された制限付自由（libération sous contrainte）と呼ばれる刑の修正手続きである。この手続きの対象となるのは、５年以下の自由剥奪刑で有罪判決を言渡され、かつその刑の執行の３分の２が経過した者である。刑罰適用裁判官は、刑罰適用委員会において、所定の期間を経過した者の状況を調査し、適切と判断すれば、残刑を半自由、構外作業、電子監視または仮釈放のいずれかで執行することを決定することができる。この手続きは、2004年 Perben Ⅱ 法によって創設された「新しい刑の修正手続き」の一部と、2009年行刑法によって創設された「刑の終期の電子監視」に代えて設けられたものである。

これらをまとめると表２の通りである。以下では、この区分に従ってそれぞれの手続きを検討する。もっとも、これら手続きに関係する措置はかなりの程度重複しており、特にその傾向が見られる(ⅰ)半自由、(ⅱ)構外作業および(ⅲ)電子監視については、各手続きの間で共通する部分を予め概観しておくこととする[99]。

表２

手続き	適用可能な刑の期間	適用可能な措置
判決裁判所によって最初から言渡される刑の修正	２年以下（法定累犯の場合は１年以下）	半自由、構外作業または電子監視
簡易的刑の修正手続き	２年以下で収監されていない者（法定累犯は１年以下）	半自由、構外作業、電子監視、刑の分割もしくは停止、仮釈放または刑法132-57条による刑の置換え
刑罰適用裁判官による通常の刑の修正手続き	措置により異なる	刑の軽減、構外作業、半自由、外出許可、監視付外出許可、刑の分割もしくは停止、電子監視または仮釈放
制限付自由	５年以下の刑でその３分の２が執行済み	半自由、構外作業、電子監視または仮釈放

（i） 半自由

半自由（semi-liberté）とは、行刑施設の外で、行刑局の継続的な監視なしに、職業上、家族上、医療上または社会上の活動を行うことを認める措置である。当該活動に割り当てられた時間中も、対象者は刑を執行しているものとみなされる[100]。こうした制度は、第２次世界大戦後から既に行われていたが、1970年以降、法律によって変更、補完されている[101]。

現在、半自由の措置を言渡すことができるのは、判決裁判所と刑罰適用裁判官である。判決裁判所がこれを言渡すためには、有罪判決を言渡された者が刑法132-25条に定める活動の目的等（具体的には、①職業活動への

99　これら措置に関しては、末道、前掲注96（2013年）、130頁以下も参照。

100　DUROCHÉ et al., supra note 67, p. 428. なお、フランスの半自由制度の紹介として、森下忠「フランス行刑における半自由」ジュリスト317号（1965年）59-64頁および渡辺佳明「フランス行刑における半自由と帰休制」刑政91巻９号（1980年）46-53頁も参照のこと。

101　Bernard BOULOC, *Droit de l'exécution des peines,* Paris : Dalloz, 2011, p. 262.

遂行、研修の継続、学科教育もしくは職業訓練の通学、求職活動の精励、②家族生活への不可欠な参加、③医療的な治療継続の必要性、または④社会再適応への真摯な努力の存在）を証明する必要がある。他方で、刑罰適用裁判官が言渡す場合には、刑事訴訟法上、何らの目的も規定されていない。しかしながら、一般的には、上記の事由がこの場合にも必要であると考えられているようである[102]。なお、半自由を認められた者が労働に従事する場合には、当然に、一般社会における労働者と同じ就業条件および給与条件に服することになる。給与は、刑罰適用裁判官が特別に命ずる場合を除き、受刑者が有する外部の口座に振り込まれる。

半自由を認められた者は、社会復帰および釈放の準備を行うための半自由センター（centres de semi-liberté）または行刑施設の半自由区域（quartiers de semi-liberté）に収容され、決められた活動の後に当該施設へ戻らなければならない。原則、毎夕施設に戻ることが予定されているが、刑訴法 D. 137条は、刑罰適用裁判官が「外出および帰施設の日時を決める」としており、大きな裁量を認めている。したがって、刑罰適用裁判官は、法律上、半自由の対象者に毎夕施設に戻ることを義務付ける必要はなく、これを活動のない週末等の休日のみとすることも可能である。さらに、週末等の休日に外出許可を認めることで、ほぼ永続的に施設の外にいることを許すこともできるとされている[103]。

半自由に付されている者は、一定の条件や義務を遵守しなければならない。具体的には、まず刑訴法 D. 137条に定める活動等のための日課表、ならびに「善行（bonne tenue）と労働精励の条件、活動への積極的な参加および医学的治療の継続」を遵守する義務を負う。また、保護観察の場

102　Martine HERZOG-EVANS, Peine (Exécution), *Répertoire de droit pénal et de procédure pénale,* DALLOZ, 2014, http://www.dalloz.fr（206-208－以下、本書の括弧内の数字は段落番号を指す）.

103　こうした運用の背景には、半自由のための収容施設が不足していることが挙げられている。この点につき、HERZOG-EVANS, supra note 48, p. 533.

合に課される刑法132-46条の監督措置および同132-45条の特別義務にも服さなければならない[104]。監督措置および義務の変更は、刑訴法712-8条に定める手続きにより、刑罰適用裁判官が理由を付した命令をもって行うとされているが、日課の変更については、行刑施設の長または更生保護部の長に委任することも可能である。

刑期の満了または対象となっている者が別の形式の修正措置を認められた場合には、半自由は終了する。後者は、多くの場合、仮釈放または電子監視とされている[105]。また、刑訴法723-2条により、当該措置を認めた条件がもはや満たされなくなった場合、対象者が課されている義務を遵守しない場合、または対象となる者が善行を維持しない場合には、半自由は取消され、その者は再び通常の拘禁状態に置かれる。この決定は、刑訴法712-6条に定める対審弁論を経て、刑罰適用裁判官の理由を付した判決によって行われる。もっとも、緊急の場合には、行刑施設の長は即時に対象者を施設に戻らせることができる。ただし、その旨は遅滞なく刑罰適用裁判官に通知されなければならない。このとき刑罰適用裁判官は、その者が施設に戻ってから6日以内に対審弁論を開き、措置の取消し等の判断をしなければならない。

なお、対象となっている者が施設に遅れて戻る、もしくは故意に戻らない、または定められた統制に服さない場合、刑法434-29条に定める逃走罪を構成する。

(ii) 構外作業

構外作業（placement à l'extérieur）は、行刑施設の外で一定の活動に従事することを認める措置である。もともと受刑者を働かせ賃金を得させるための行刑局管理下の作業場は1893年に設置されており、この監視付きの構外作業場（chantiers extérieurs）は、1985年に創設された監視なし

104　監督措置および特別義務の内容に関しては前掲注76および77参照。
105　DUROCHÉ et al., supra note 67, p. 429.

構外作業（placement extérieur sans surveillance）と並置されていた。しかし、1987年には、この構外作業場という言葉は公式には姿を消し、行刑局監視付構外作業（placement extérieur sous surveillance de l'administration pénitentiaire）となった。現在、これら２つの形式の措置は１つの条文のもとに置かれており、刑法132-26条は「構外作業を得ることを認められた受刑者は、当局の管理のもと、行刑施設の外で活動に従事することを義務付けられる」としている[106]。

こうした経緯から、現在も構外作業の執行様式には、行刑職員の監視のもとで活動に従事するものと、そのような監視なしで活動に従事するものの２形式がある[107]。これら構外作業は、対象者、許可の要件、作業の内容および収容場所等が異なっており、それぞれの主な異同をまとめると表３の通りとなる。

表３

	監視付構外作業（刑訴法 D. 126条以下）	監視なし構外作業（刑訴法 D. 136条以下）
対象者	①刑が５年以下でかつ以前に６月を超える自由剥奪刑を言渡されたことのない者 ②どのような残刑および前歴であれ仮釈放を認めることができる期間を満たす者 ③半自由を認めることができる期間を満たす者 ④監視なし構外作業の対象となりうる者	①２年以下の刑の者 ②構外作業に服することを条件に試験的に仮釈放を認められた者 ③仮釈放を認めることができる期間を経過し、かつ残刑が３年を超えない者
許可の要件	その人格、前歴および拘禁中の行状に鑑みて、治安と公共の秩序に対して十分な保証を示し、かつ社会復帰への努力を示す者で、上記	上記①から③のいずれかに該当し、(i)施設外での労働を遂行するか、(ii)施設外で、教育課程、研修、社会参加のための一次的な雇用、職

106　Id., p. 431.
107　BEZIZ-AYACHE et al., supra note 22, p. 141.

	①から④のいずれかに該当する者	業訓練を遂行する、または、㈢保健衛生上の看護の対象となる者
決定機関	－2年以下の刑が言渡される者に対して軽罪裁判所が刑の執行前に－刑罰適用裁判官が対審弁論を経て	－2年以下の刑が言渡される者に対して軽罪裁判所が刑の執行前に－刑罰適用裁判官が対審弁論を経て
作業の内容	行刑施設外で、当局、公共団体、法人または自然人の利益のためになされるすべての作業（労働）	上記㈠から㈢のいずれか
収容場所	毎夕、日課の作業終了後、行刑施設に戻る（刑罰適用裁判官が許可した場合を除く）	刑罰適用裁判官が決める施設または住居に戻る
義務	保護観察付執行猶予の場合に付されるものに準じる	－保護観察付執行猶予に付されるものに準じる －刑罰適用裁判官が活動または保健衛生看護の性質、ならびに受刑者の人格に従って措置の遂行の個別的な条件を定める
措置の終了	－契約の終了 －事故および緊急の場合、施設長は受刑者の即時の帰所を実行させる －刑罰適用裁判官による対審弁論の後、場合によっては措置が取消される －遅れて戻るもしくは意図的に行刑施設に戻らない、または決定による規定の統制から免れる事実は逃走罪を構成する	－契約、職業訓練または看護の終了 －事故および緊急の場合、施設長は受刑者の即時の帰所を実行させる －刑罰適用裁判官による対審弁論の後、場合によっては措置が取消される －遅れて戻るもしくは意図的に行刑施設に戻らない、または決定による規定の統制から免れる事実は逃走罪を構成する
休日等の外出許可	認められない	認められる

（DUROCHÉ et al., supra note 67, pp. 432-433 および HERZOG-EVANS, supra note 102 (217 et s) から作成）

なお、作業報酬に関して、監視付構外作業の場合、刑訴法 D. 133条は「支払われる額は、自由社会の労働者の給与および給与の付属物と等しくなければならない」と定めている。また、監視なし外出許可の場合には、受刑者に対して雇用主から直接、外部の口座に給与が振り込まれることとされている[108]。

iii　電子監視

電子監視（placement sous surveillance électronique）は、対象者のくるぶしまたは手首に付けられたバンドに設置された送信機（電子ブレスレット）、指定の場所に設置され電話機と電気配線で結ばれた収納箱に収められた受信機、矯正施設の内部に設置され情報と通信装備をまとめた監視センターから構成されている[109]。対象者は、許可された時間以外は住居または指定の場所を離れてはならない。

電子監視は2002年より一般化しており、現在では極めて普及した刑の修正措置の１つとなっている。受刑者に対する当該措置の主な決定手続き、決定機関、対象となる刑および期間は表４の通りである。

これ以外にも、従来は刑の執行後に残刑が２年となった者、何ら刑の修正を受けることなく刑の満了日までの６月となった者に対して電子監視が付されるものとされていたが、2014年８月15日法によって廃止され、代わって制限付自由という手続きが創設されることになった。

電子監視が言渡されるためには、判決裁判所により有罪判決を言渡され

108　刑訴法 D. 121条。この点につき、Bruno LAVIELLE, Michaël JANAS et Xavier LAMEYRE, *Le guide des peines,* 5e éd., Paris : Dalloz, 2012, p. 1177.

109　フランスにおける電子監視については、末道、前掲注82、170頁以下のほか、中田静「フランス刑事司法における電子監視：刑罰なのか危険な前歴者の監視なのか」近畿大学法学53巻（３・４号）（2006年）484-465頁、法務総合研究所研究部報告44『諸外国における位置情報確認制度に関する研究：フランス、ドイツ、スウェーデン、英国、カナダ、米国、韓国』（2011年）5-32頁および井上宜裕「フランスにおける電子監視をめぐる近時の動向」清和研究論集19巻（2013年）1-11頁も参照のこと。

表４

手続き	決定機関	対象となる刑	期間の上限
最初から（ab initio）の刑の修正手続き	判決裁判所	２年以下の拘禁刑（法定累犯は１年）	２年
収監されていない者（簡易的刑の修正手続き：刑訴法723-15条）	刑罰適用裁判官	１つないし複数の刑で２年以下の拘禁刑（法定累犯は１年）	２年
収監されている者（通常の刑の修正手続き）	刑罰適用裁判官	１つないし複数の刑で２年以下の拘禁刑（法定累犯は１年）	２年
試験的な仮釈放を受ける者（刑訴法723-7条２項）	刑罰適用裁判官または刑罰適用裁判所		１年

（DUROCHÉ et al., supra note 67, pp. 434-435 から一部抜粋して作成）

る者が刑法132-26-1条に定める活動の目的等（具体的には、①職業活動への遂行、研修の継続、学科教育もしくは職業訓練の通学、求職活動の精励、②家族生活への不可欠な参加、③医療的な治療継続の必要性、または④社会再適応への真摯な努力の存在）を証明する必要がある。これは刑罰適用裁判官による刑の修正措置として言渡される場合にも同様であるとされている[110]。

（１） 判決裁判所による「最初から」の刑の修正

判決裁判所による最初からの刑の修正手続きは、1970年７月17日法によって初めて認められたものであり、当初は６月以下の拘禁刑を言渡す際に、判決裁判所が半自由の執行制度により執行することを命じるものであった[111]。これが後に１年以下の拘禁刑にまで拡大され、2004年 Perben Ⅱ法によって、さらに構外作業と電子監視の執行制度が加えられた。そし

110　HERZOG-EVANS, supra note 102（250）.

111　この法律の紹介として、吉川経夫「フランスにおける刑事政策規定の改革」刑政８号（1973年）12-19頁。

て、2009年行刑法は対象となる刑の期間をさらに２年にまで引き上げた（法定累犯の場合は１年）。かくして、今や刑法132-24条３項は「軽罪について、第132-19-1条の適用によって言渡される法定累犯の有罪判決を除き、執行猶予の付かない拘禁刑は、犯罪行為の重大性およびその行為者の人格がこれを必要的なものとし、かつ、他のあらゆる制裁が明らかに不適切な場合にのみ言渡されうる」としたうえで、「拘禁刑は、有罪宣告を受けた者の人格及び事情が許し、かつ、客観的に不可能な場合を除き、第132-25条から第132-28条に規定される修正措置の対象とされなければならない」とした。今日、軽罪における刑の修正は原則的なものとなり、実刑は例外的なものとなったとされている[112]。

この措置が認められるには、刑法132-25条に定める活動のいずれかを有罪判決を言渡される者が証明する必要がある。具体的には、職業活動の遂行、研修の継続、学科教育もしくは職業訓練への通学、求職活動の精励、家族生活への不可欠な参加ならびに医療的な治療継続の必要性である。これらに加え、2009年行刑法によって、再犯のリスクを予防しうる特徴的な社会参加または社会復帰の他の何らかの計画に、その者が継続的に参加することによって示される社会再適応への真摯な努力の存在が認められる場合も対象となった[113]。そして判決裁判所は、半自由、構外作業および電子監視を言渡す際に、これを受ける者を刑法132-43条ないし同132-46条に

112　LAVIELLE et al. supra note 108, pp. 184.

113　刑法132-25条「（１項）裁判所は、２年以下の拘禁刑または法定累犯に対して１年以下の拘禁刑を言渡すとき、以下の事項のいずれかを証明する者に対しては、その刑の全部または一部を半自由の制度において執行する旨の決定をすることができる。１号 当面の職業活動の遂行、実習の継続またはその学科教育、職業訓練もしくは求職活動への精励。２号 その者の家族生活への不可欠な参加。３号 医学的治療を受ける必要性。４号 再犯の危険を予防しうる社会参加または社会復帰の明確な他のあらゆる計画におけるその者の継続的な参加に由来する社会再適応への真摯な努力の存在。（３項）前各項に定める場合、裁判所は、同様に、拘禁刑が構外作業の制度のもとで執行されることを決定することができる。」なお、電子監視について定める132-26-1条も同趣旨。

定める保護観察の際に付される監督措置、特別義務および援助措置に服させることができる。

この判決裁判所によって言渡される刑の修正措置を実質的に統制するのは、刑罰適用裁判官の役割となっている。刑訴法723-2条（半自由・構外作業）および同723-7-1条（電子監視）によれば、刑罰適用裁判官は、不服申立てが許されない命令をもって、判決裁判所によって認められた半自由、構外作業または電子監視の執行様式を定める。また刑法132-26条の定めるところにより、刑罰適用裁判官は、半自由または構外作業の制度下にある者に適用される行刑施設からの帰出時間を決める。さらに、刑法132-26-2条の定めるところにより、電子監視の場合も、刑罰適用裁判官は対象者が留守を禁じられる住居等を設定する。同様に、有罪判決を言渡された者がその呼出しに応じる義務を負う公的機関を指定する。

刑訴法723-2条によれば、半自由および構外作業の措置の言渡しの理由になった条件が満たされなくなった場合や、必要な禁止等に応じない場合、または善行が保持されない場合には、刑罰適用裁判官は当該措置を取消すことができる。このとき決定は、刑訴法712-6条に定める対審弁論を経て、理由を付した判決をもってなされる。電子監視の取消しについて定める刑訴法723-7-1条も同趣旨である。ただし、電子監視の場合、対象者が執行条件の変更に同意しない、もしくは対象者自身が望んだ場合にも、刑罰適用裁判官はこれを取消すことができる。この理由は、電子監視措置が常に対象者の同意を前提としているからである[114]。なお、半自由、構外作業および電子監視のいずれであっても、対象者の人格また使用可能な手段が許せば、刑罰適用裁判官は、他の措置に置き換えることが可能である。こ

114　刑法132-26-1条「（３項）電子監視の決定は、被告人による同意があった場合に限り言渡すことができる。被告人は、その同意に先立ち、弁護人による補佐を受け、必要であれば弁護士会会長による職権指名された弁護人の補佐を受けることを請求することができる旨、予め知らされるものとする。」

の場合の決定も、刑訴法712-6条に定める対審弁論を経て、理由を付した判決によって行われる。

（2） 簡易的刑の修正手続き

簡易的刑の修正手続きは2009年行刑法により創設され、かつて存在していた「新しい刑の修正手続き」と合わせて、短期拘禁刑を回避するための刑の修正手続きを構成していた。すなわち刑訴法旧723-14条は、「短期拘禁刑で有罪判決を言渡された者は、収監されていても自由な状態であっても、723-15条ないし723-27条に定める条件および様式に従い、当該簡易的刑の修正手続きを受けることができる」としていた。しかし、この収監されている者に対する手続き（723-19条から723-27条）が2014年８月15日法によって廃止され、自由な状態（libres）の者に対する手続き（723-15条から723-18条）が、タイトルはそのままに残されることになった。この手続きの主な対象者は、２年以下の実刑で有罪判決を言渡された者、未決勾留期間の算入によって受けるべき刑が２年以下となった者、または複数の刑で実刑部分が２年以下の者とされている（法定累犯の場合には、この期間は１年となる）[115]。刑訴法723-15条では、対象者の収監以前に「可能な限り、かつその者の人格および状況がこれを許せば」認めるとされている。

この手続きの概略は以下の通りである。まず、公判で有罪判決を言渡された者は、刑罰適用裁判官のもとへの召喚状を受け取る（不可能な場合には、当該裁判官の書記課に召喚される）。同時に、検事局の刑罰執行部は、刑罰適用裁判官に、判決の複写および前科簿第一号票（bulletin no 1 du casier judiciaire）を含む「あらゆる有用な書類」を送付する[116]。この資

115 DUROCHÉ et al., supra note 67, p. 416. なお、2014年の改正により、これに「半自由、構外作業または電子監視の制度で刑を執行する者」が加えられた。

116 刑訴法723-15条「（２項）有罪判決の１つないし複数の執行に先立ち、検察官は、当該決定の１つないし複数を刑罰適用裁判官に通知し、あらゆる有用な書面を当該裁判官に送付する。この書面には、１つないし複数の決定の複写と↗

料には、特に人格調査、精神医学鑑定または心理学鑑定の複写などが含まれるとされている[117]。このとき刑罰適用裁判官は、対象者の社会的な状況に関する調査を行わせるために、行刑局更生保護部に付託することができる。刑罰適用裁判官と更生保護部は、「その者の人格ならびにその経済的、家族的および社会的な状況にもっとも適合した刑の執行様式を決定するために」対象者に応対しなければならない[118]。

召喚の後、刑罰適用裁判官は、刑の修正措置を可能と思料する場合には、刑訴法712-6条に定める対審弁論を経て、理由を付した判決をもって措置を決定する。この決定は、有罪判決を言渡された者および検察による控訴の対象となる。また、修正措置を命ずるのに十分な資料を有さないと刑罰適用裁判官が判断すれば、行刑局更生保護部に対し調査を行わせ、別の修正措置の提案をするよう付託することも可能である。最終的に、修正措置が不可能であると思料されるとき、または対象者自身がこれを受けることを望まないとき、刑罰適用裁判官は収監の日取りを設定することになる[119]。

他方で、検察官は、刑訴法723-15-2条2項および3項により、次の場合に刑を執行することができる。まず、有罪判決の複写を刑罰適用裁判官に送付してから4か月以内に何らの決定もない場合、ならびに正当な理由なく、また不服申立手続きも行うことなく、その者が召喚に応じない場合である。この場合の刑の執行は、前者は任意的であるが、後者は必要的である。また、簡易的刑の修正手続きの例外として、刑訴法723-16条に定める

↘当事者の前科簿第1号票が含まれる。」

117　DUROCHÉ et al., supra note 67, p. 417.

118　Ibid.

119　刑訴法723-15-2条「有罪判決を言渡された者がその刑の修正もしくは置換えを望まないとき、または行刑局更生保護部の理由を付した報告書に鑑み、そのような修正措置もしくは置換えが不可能であると思われるとき、刑罰適用裁判官は収監の日取りを設定することができる。」

「新たな事態の発生によって人または財産に危害を及ぼすリスク」、「他の手続きの枠内における身柄の収監」、ならびに「有罪判決を言渡された者の高度の逃走のリスク」等の緊急事態が認められれば、検察官は刑を執行することができる。ただし、刑の執行を決定した検察官は、管轄の刑罰適用裁判官に直ちにその旨を通知しなければならない。

なお、刑訴法723-17条によれば、当該刑の修正手続きの適用可能な刑で有罪判決を言渡された者で、その有罪判決が確定した日から１年以内に刑が執行されない場合、その者は刑の修正措置を受けるために刑罰適用裁判官に直接付託することができる。

以上の手続きで適用される刑の修正措置は、半自由、構外作業、電子監視、刑の分割もしくは停止、仮釈放、または刑法132-57条による刑の置換えである。前者３つについては、既に説明済みであり、具体的な内容に関しては同じである。刑の停止および分割ならびに仮釈放に関しては後述する。刑法132-57条に定める刑の置換えとは、６月以下の実刑で有罪判決を言渡された者に対し、刑罰適用裁判官が20時間から280時間の間の公益奉仕労働付執行猶予または日数罰金に置き換える措置である。

（３） 刑罰適用裁判官による通常の刑の修正手続き

刑罰適用裁判官による通常の刑の修正手続きは、いわば古典的な刑罰適用裁判官の権限が行使される領域である。刑訴法712-4条によれば、刑罰適用裁判官は、自らの管轄に属する措置につき、職権、共和国検事の申立てまたは有罪判決を言渡された者の請求に基づき、理由を付した命令または判決をもって決定する。

当該領域で関係する修正措置は、(ⅰ)刑の軽減、(ⅱ)構外作業および半自由、(ⅲ)外出許可および監視付外出許可、(ⅳ)刑の停止および分割、(ⅴ)電子監視、ならびに(ⅵ)仮釈放である。

（ⅰ） 刑の軽減

刑の軽減（réduction de peine）は、一定の条件のもとで受刑者の収監

期間を減少させ、有罪判決の定める刑の満了期日以前の釈放を可能にする措置である[120]。善行に対する刑の軽減制度は1972年に創設され、その後何度かの修正を経ているが、現在、この措置には、主に次の3つ形式が存在している[121]。第1に、通常の刑の軽減措置として、刑訴法721条に定める刑の軽減クレジット（crédits de réduction de peine）がある。これはいわゆる善時制の形態を採っている。第2に、例外的な刑の軽減措置として、刑訴法721-1条に定める補充的刑の軽減（réductions supplémentaires de peine）がある。第3に、同じく例外的な刑の軽減措置として、刑訴法721-3条に定める例外的刑の軽減（réductions de peines exceptionnelles）がある[122]。例外的刑の軽減は、刑罰適用裁判官の合議体である刑罰適用裁判所の管轄に属するので、以下では前2者を概観する。

通常の刑の軽減は、宣告された刑期のうち、予め一定期間の拘禁の短縮を認める措置である。この刑の軽減クレジットは、宣告された刑の最初の1年につき3月、以降1年につき2月が加算される。刑期が1年に満たない場合には、1月につき7日の加算となる（ただし、合算して60日を超えない）。従来このクレジットは、法定累犯に該当する者の場合には、それぞれ2月、1月、4日に短縮されていたが、2014年8月15法により、この区別は廃止されている。

刑の補充的軽減は、「社会再適応のための真摯な努力を示す者」に対して、後に一定期間の拘禁の短縮を認める措置である。その許可の決定は、刑罰適用委員会の意見を聴いた後、刑罰適用裁判官が命令をもって行うとされている。ここでいう「真摯な努力」の証明として、刑訴法721-1条は、新知識の習得のために学校、大学もしくは職業試験に合格すること、学科教育および職業訓練の枠内で現実の進歩を証明すること、読み・書き・計

120　DUROCHÉ et al., supra note 67, p. 442.
121　Ibid.
122　BEZIZ-AYACHE et al., supra note 22, p. 168 et s.

算の学習に打ち込むこと、文化的活動、とりわけ読書（lecture）に関するものに参加すること、再犯リスクを制限するセラピーを受けること、または被害者への賠償に努めること等を列挙している。刑罰適用裁判官によって許可される刑の補充的軽減の期間は、通常１年の刑につき最長３月、刑が１年未満の場合は１月につき最長７日である。刑の補充的軽減についても、従来、法定累犯の場合はそれぞれ２月と４日に期間が短縮されていたが、2014年８月15日法によって、この制限は撤廃された。ただし、未成年者に対する犯罪で、かつ故殺または謀殺、拷問または野蛮行為、強姦、性的攻撃または性的侵害の軽罪または重罪で有罪を言渡された者で、刑罰適用裁判官の提案する治療を拒否する場合、この期間は短縮されるとする刑訴法721-1条２項の規定は残されている。また、刑訴法721-1条３項の定める未成年者に対する強姦が伴う謀殺や故殺等の社会内司法監督に付される犯罪で有罪判決を言渡された者に対しては、刑罰適用裁判官が別に決定する場合を除き、原則としていかなる補充的軽減も認められない点もそのままである。刑の軽減クレジットと刑の補充的軽減の加算は表５の通りである。

また１つないし複数の刑の軽減クレジットまたは刑の補充的軽減を受けた者が釈放される際、刑罰適用裁判官は、その者の社会参加と社会復帰を促進し、かつ新たな犯罪行為の遂行を予防するために、一定の義務等を課すことができる。刑訴法721-2条のⅠによれば、刑罰適用裁判官は、まず刑法132-44条に定める保護観察に付される監督措置、ならびに同132-45条に定める保護観察に付される特別義務のうち、２号（住居の指定）、７号（車両の運転禁止）および14号（武器の不携帯）を課し、刑法132-46条に定める援助措置を受けさせることができる[123]。加えて、刑訴法712-2条のⅡによれば、釈放後の私訴原告人もしくは被害者との何らかの形での接触

123　援助措置、監督措置および特別義務に関しては、前掲注75、76、77を参照。

表5

年		月										
1年目	2年目以降	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
通常の刑の軽減クレジット												
3月	2月	60日	60日	60日	56日	49日	42日	35日	28日	21日	14日	7日
刑の補充的軽減												
3月	3月	77日	70日	63日	56日	49日	42日	35日	28日	21日	14日	7日

（Frédéric POINSIGNON, Retrait de crédit de réduction de peines par le JAP : mode(s) d'emploi ?, *AJ Pénal,* 2013, p. 28, Tableau 1 より一部抜粋して作成）

の禁止、ならびに私訴原告人に対して賠償する義務を付することができる。これらの措置および義務は、釈放前に行われる対審弁論を経て、理由を付した判決を持って決定される。これらは、刑の軽減措置によって短縮された拘禁の期間を超えて課すことはできない。

刑罰適用裁判官は、以下の場合に、刑の軽減を剥奪することができる。第1に、拘禁中に不良行為（mouvaise conduite）があった場合に、刑の軽減クレジットは剥奪されうる。もっとも、刑訴法721条2項は、「不良行為があった場合、刑罰適用裁判官は、行刑施設の長または共和国検事によって、1年につき最長3月、1月につき最長7日を限度とし、当該刑の軽減の取消しのために付託されうる」とするのみであり、具体的な手続きを明らかにしていない。この点につき、実務上、受刑者の不良行為は懲罰審査委員会（commission de discipline）による懲罰決定によって確認され、当該決定によりほぼ自動的に刑罰適用裁判官への当該措置取消しの付託がなされるようである[124]。付託を受けた刑罰適用裁判官は、刑訴法712-5条に定める手続きに従い、刑罰適用委員会の意見を聴いた後、理由を付した命令をもって決定する。第2に、未成年に対する重罪または軽罪

124 Frédéric POINSIGNON, Retrait de crédit de réduction de peines par le JAP : mode(s) d'emploi ?, *AJ Pénal,* 2013, p. 28 et s.

（故殺、謀殺、拷問、野蛮行為、強姦、性的暴行または性的侵害）で有罪判決を言渡された者、または刑法122-1条２項前段に定める精神障害または神経精神障害に罹患して犯罪行為に及んだ者で、受刑中、医学的所見に基づき提案された治療に服することを拒否する者に対して、刑罰適用裁判官は刑の軽減クレジットの剥奪を命じることができる[125]。この決定も、刑訴法712-5条に定める刑罰適用委員会の意見を聴いたうえで、理由を付した命令を持って行われる。第３に、１つないし複数の刑の軽減クレジットまたは刑の補充的軽減を受けて釈放された者で、その釈放後に服すべき義務または禁止に違反した場合、刑罰適用裁判官は、軽減された期間の一部または全部を剥奪し、再収監を命じることができる。この場合の決定は、刑訴法712-6条に定める対審弁論を経て、理由を付した判決をもって行われる。

なお、刑の軽減により釈放された者がその軽減期間中新たな犯罪行為で有罪判決を言渡された場合、クレジットを剥奪するのは、判決裁判所の役割となる。

(ii) 構外作業および半自由

刑罰適用裁判官は、職権、有罪判決を言渡された者による請求または共和国検事による申立てにより、構外作業および半自由を言渡すことができる。この手続きは、刑訴法712-6条に定める対審弁論を経て、理由を付した判決を持ってなされる。

この措置の対象となるのは、主に１つないし複数の自由剥奪刑で有罪判決を言渡されその残刑期間が２年以下の者とされている[126]。この２年の期間は、法定累犯の場合にはそれぞれ１年に短縮される。また、刑罰適用裁判官は、仮釈放を受ける者に対して、１年を超えない期間、「保護観察として（à titre probatoire）」半自由または構外作業の措置に服させるこ

125 Id., p. 174.

126 BOULOC, supra note 101, pp. 259 et 264.

とができる。当該措置の対象者は、刑罰適用裁判官の統制に服し、定められた条件および義務を遵守しなければならない。

措置の具体的な内容は前述の通りである。

㈢　外出許可および監視付外出許可

外出許可（permission de sortir）は、特定の場所に赴いて用務を遂行するために、監視なしで1日ないし数日間、収監されている行刑施設から対象者が離れることを許可する措置である。こうした例外的に外出を許可する措置は、1958年刑訴訴訟法典において、とりわけ受刑者の実親の死や疾病の場合に認められていたが、1972年9月12日のデクレ等によって適用対象が拡大されるなどの変更が加えられている[127]。現在その目的は「受刑者の職業的および社会的な復帰を準備し、その家族関係を維持し、またはその出席を要する義務の遂行を可能にする」ことである[128]。

現在、外出許可は、これを許可する理由とこれを受けることができる対象者、ならびに許可される期間で、表6のように様々な形式が整備されている。その許可にあたっては、1988年の行刑局通達（circulaire AP n° 88-06）により、対象者の刑の状況、前歴、人間関係および残刑等からその人格を評定し、「施設への不帰住」のリスクを判断して行うとされている[129]。外出許可の決定は、刑訴法712-5条に従い、刑罰適用裁判官の職権、共和国検事または受刑者の申立てに基づき、刑罰適用委員会の意見を聴いた後、刑罰適用裁判官の理由を付した命令をもって行われる。ただし、緊急の場合には、行刑施設の長および共和国検事の意見のみで認めることもできる。また刑罰適用裁判官は、対象者の帰出の日時および宿泊場所等を明確にしなければならない[130]。

127　Id., p. 215 et s. また本制度の紹介として、渡辺、前掲注100、特に50頁以下も参照のこと。

128　刑訴法723-3条。

129　HERZOG-EVANS, supra note 102（122）.

130　DUROCHÉ et al., supra note 67, p. 421.

刑訴法723-4条によれば、外出許可に付された者は、保護観察の場合に課される監督措置および特別義務等に服し、また同じく保護観察に付される援助措置を受けることができる。義務の内容に関しては、刑訴法712-8条に定める手続きにより、刑罰適用裁判官の理由を付した命令をもって変更または補完されうる。これらを遵守しない場合、刑訴法 D. 142条 3 項によれば、「刑罰適用裁判官は、外出許可の途中にその取消しと、即時の再収監を命じることができる」とされている。

なお、定められた期日に戻らない、または遅れて戻ることは逃走罪を構成する。

監視付外出許可（autorisations de sortie sous escorte）は、これを請求した者が自らの収監される行刑施設から、監視職員を伴って離れることを許す措置である[131]。このとき監視を行うのは、警察、憲兵隊または行刑職員とされている[132]。もっとも、当該措置は、刑訴法723-6条が「すべての受刑者は、712-5条の条件のもとで、例外的に、監視付外出許可を得ることができる」とするのみで、対象者や期間が明確にされていない。実務上は、「主として人道上の理由（例えば、深刻な疾病に罹患した両親のもとに赴く）」に基づいて許可するとされている[133]。また、これが認められる時間も数時間である[134]。

監視付外出許可を認める際、刑訴法712-5条に定める手続きに従い、刑罰適用裁判官は、緊急の場合を除き、刑罰適用委員会の意見を聴いた後、理由を付した命令をもって決定する。また、監視のための職員を提供する機関を指定するのも、刑罰適用裁判官の権限に属している。

なお、外出許可および監視付外出許可のいずれにおいても、当該期間中

131　DUROCHÉ et al., supra note 67, p. 420.
132　BEZIZ-AYACHE, supra note 3, p. 22 et s.
133　Ibid.
134　DUROCHÉ et al., supra note 67, p. 420.

表 6

外出理由	対象者	期間の上限
－試験への出席 －予定される雇用主のもとに赴く －治療センターへ赴く －文化・スポーツ活動の実施 －軍に要求された手続きの遂行 －司法機関・行政機関への出頭 －投票権の行使 （刑訴法 D. 143条）	－５年以下の刑を言渡された者 －５年を超える刑を言渡され、既にその半分の執行が経過した者	24時間
特に必要なし （刑訴法 D. 143-1条）	－半自由、監視なし構外作業または電子監視で刑を執行する者	土曜、日曜、祝日または公休日
近親者の死去または深刻な疾病 （刑訴法 D. 144条）	－５年以下の刑を言渡された者 －５年を超える刑を言渡され、既にその半分の執行が経過した者	72時間
－家族関係の維持 －社会復帰の準備 （刑訴法 D. 145条、同146条）	－１つないし複数の刑で有罪判決を言渡されその全体が１年以下の者 －１つないし複数の刑で有罪判決を言渡されその全体が１年を超えるが、既にその半分の執行が経過し、かつ残刑が少なくとも３年残っている者 －１つないし複数の刑で有罪判決を言渡されその全体が１年を超えるが、既にその３分の１の執行が経過し、かつ拘禁センターに収容されている者	－72時間 －拘禁センターに収容されている場合には５日、かつ１年に１回10日間
－家族関係の維持 －社会復帰の準備 （刑訴法 D. 146-1条）	刑罰修正センターに収容されている者（刑の制限はなし）	５日間

（DUROCHÉ et al., supra note 67, pp. 422-423 から一部抜粋して作成）

も刑を執行しているものとみなされる。

⑷　刑の停止および分割

刑の停止および分割（suspension et le fractionnement de la peine d'emprisonnement）は、対象者やその家族にとって結果が深刻なものとなりうるような一時的な困難、または拘禁されている状態では有効に解決することができない一時的な困難に対処することを可能にするために、刑の執行を停止または分割し、受刑者を釈放する措置である。この措置には、刑訴法720-1条に定める通常の刑の分割および刑の執行停止に加え、2002年３月４日の法律によって認められた特に重大な疾病を理由にした刑の執行停止がある[135]。この措置は刑罰適用裁判官のみならず、軽罪裁判所の裁判官が最初から言渡すことも可能である。主要な条件、決定機関、釈放中に服する義務および措置の終了の要件は表７の通りである。

刑罰適用裁判官は、一部を除き当該措置の決定と統制を確保する。措置の言渡し、または取消しの場合には、刑訴法712-6条に従い対審弁論を経て、理由を付した判決をもって決定する。当該措置に由来する義務の変更等の場合には、刑訴法712-8条に従い理由を付した命令をもって決定するものとされている。

⑸　電子監視

刑訴法723-7条によれば、刑罰適用裁判官は、１つないし複数の自由剥奪刑で有罪を宣告され全体が２年を超えない者、または残刑期間が２年を超えない者に対して、電子監視による刑の執行を許可することができる（法定累犯の場合は１年）。この決定は、刑訴法712-6条に定める手続きに従い、行刑局の代表者の意見を聴いた後、対審弁論を経て理由を付した判決をもって行われる。また、刑罰適用裁判官は、仮釈放の対象者に１年を超えない期間、保護観察として電子監視を付すことができる。さらに、

135　BEZIZ-AYACHE, supra note 3, p. 170.

表7

条件	刑訴法722-1条 刑の分割	刑訴法722-1条 刑の停止	刑訴法720-1-1条 医療上の理由による刑の停止
刑の条件	－軽罪拘禁刑で残刑が2年 －10歳未満の子どもへの親権行使者または妊娠12週を過ぎた女性の場合は4年	－軽罪拘禁刑で残刑が2年 －10歳未満の子どもへの親権行使者または妊娠12週を過ぎた女性の場合は4年	犯罪を繰り返す重大なリスクが存在しなければ、刑の制限はなし
請求理由	医療上、家族上、職業上または社会条の重大な理由	医療上、家族上、職業上または社会条の重大な理由	－生命に関わる兆候を誘発している病理に罹患した者 －その身体的または精神的健康状態が拘禁状態の維持と永続的に両立不可能な者
決定機関	－対審弁論の後に刑罰適用裁判官から －有罪判決の宣告の際に軽罪裁判所によって最初から	－対審弁論の後に刑罰適用裁判官から	－宣告された刑が10年以下、宣告された刑が何であれ緊急の場合、または残刑が3年以下の場合、対審弁論の後に刑罰適用裁判官から －上記以外は刑罰適用裁判所から
義務	保護観察に付される監督措置および特別義務	保護観察に付される監督措置および特別義務	－保護観察に付される監督措置および特別義務 －刑訴法 D. 147-2条に定める措置許可条件が満たされているかどうか確認するための義務 －刑罰適用裁判官が適当と考える医学的鑑定を受けること、また重罪で有罪を言渡された者の場合には6月毎に医学的鑑定を受けること
終了	－4年を超えることはできない －受刑者が義務を遵守しない場合、対審弁論の後取消し －行刑施設に遅れて戻る、故意に戻らない、定められた統制から免れることは、逃走罪を構成する	－4年を超えることはできない －受刑者が義務を遵守しない場合、対審弁論の後取消し －行刑施設に遅れて戻る、故意に戻らない、定められた統制から免れることは、逃走罪を構成する	－4年を超えることはできない －受刑者が義務を遵守しない場合、対審弁論の後取消し －行刑施設に遅れて戻る、故意に戻らない、定められた統制から免れることは、逃走罪を構成する

（DUROCHÉ et al., supra note 67, pp. 425-426から一部抜粋して作成）

2014年８月15日法により、仮釈放が可能となる期日の１年前から電子監視を執行することが可能になっている[136]。

刑罰適用裁判官は、電子監視対象者を保護観察に課される監督措置および特別義務に服させることができる[137]。この義務の変更や補完は、刑訴法712-8条に定める手続きに従い、刑罰適用裁判官の理由を付した命令をもって行われる。

電子監視は次の場合に終了する。まず、刑期が満了するか、対象者自身がその取消しを申し出たとき、当該措置は終了する。次に、当該措置を可能にしていた条件がもはや満たされない場合、対象者が課された義務や禁止を遵守しない場合、不良行為が明らかとなった場合、またはその執行に必要な条件の変更に対象者が応じない場合、刑罰適用裁判官は措置を停止し、その者の収監から15日以内に、刑訴法712-6条に定める対審弁論を開催しなければならない[138]。また緊急の場合には、行刑施設の長は対象者の即時の収監を命じることができる。その際、行刑施設の長は、直ちに刑罰適用裁判官にこれを通知し、刑罰適用裁判官は10日以内に対審弁論を開いて措置の取消し等の決定を下さなければならない。

なお、電子監視の決定により定められた統制から意図的に免れることや、装置を無効化することは、逃走罪を構成する。

⑹　仮釈放

仮釈放（libération conditionnelle）は、刑訴法729条に定める「受刑者の社会復帰と再犯の予防を目指した」措置である[139]。この措置によって、

136　刑訴法723-7条２項。

137　監督措置および特別義務の内容に関しては、前掲注76および77を参照。

138　刑訴法712-18条。

139　Martine HERZOG-EVANS, Libération conditionnelle, *Répertoire de droit pénal et de procédure pénale,* DALLOZ, 2014, http://www.dalloz.fr,（１―以下、括弧内の数字は段落番号を指す）．なお、フランスの仮釈放制度につき、赤池一将「フランスにおける仮釈放改革と司法大臣諮問委員会の提言について」高岡法学14巻１・２合併号（2003年）1-36頁および同「フランスにおける長期受刑↗

受刑者は刑の満了日以前に釈放されることになるが、観察期間中は善行を保持しなければならない。不良行為は措置解除の条件となっており、これによって釈放の取消しと受刑者の再収監がもたらされる[140]。

仮釈放の制度は、1885年8月14日法によって創設され、1911年に行刑局が司法省に移管された際に、司法大臣の権限のもとに置かれるものとされていた。しかし、1972年に3年以下の仮釈放の決定権限が刑罰適用裁判官に移されることになる。1993年には、さらにこれが5年以下の刑にまで拡大された[141]。2000年には、この権限は10年以下の刑にまで拡大し、同時に、仮釈放に関する司法大臣の権限は排除され、10年を超える刑の仮釈放を専門に裁定する裁判所（仮釈放地方裁判所および仮釈放中央裁判所）が創設されることになった。しかし、この裁判所の位置付けが極めて不適切なものであったため、2004年 Perben Ⅱ 法はこれを廃止し、新たに刑罰適用裁判官の合議体たる刑罰適用裁判所を創設するに至っている。

以下では、仮釈放にかかる刑罰適用裁判官の権限および役割を、対象者、裁定および執行の順で概観する。

●対象者

刑訴法730条は「10年以下の自由剥奪刑で有罪判決を言渡された者、または最初に言渡された刑にかかわらず受けるべき残刑が3年以下の者の場合、仮釈放は、712-6条に定める様式に従って、刑罰適用裁判官が許可する」としている。したがって、刑罰適用裁判官は、中期的とみなされる刑のみならず、刑の残存期間だけを考慮に入れることで、長期の刑に対しても決定権限を有していることになる。ここに属さないものについては、刑罰適用裁判官の合議体である刑罰適用裁判所が裁定する（表8）。

↘者処遇の現状と課題」龍谷大学矯正・保護研究センター研究年報3号（2006年）52-76頁も参照のこと。

140　BOULOC, supra note 101, p. 303.

141　このあたりの経緯は、赤池、前掲注139（2003年）、4頁以下を参照。

表 8

刑罰適用裁判官	刑罰適用裁判所
－最初に宣告された刑が10年以下の者 －最初に宣告された刑が何であれ、受けるべき残刑が３年以下の者	－最初に宣告された刑が10年を超え、かつ受けるべき残刑が３年を超える者

（BEZIZ-AYACHE et al., supra note 13, p. 228より作成）

刑訴法729条３項によれば、仮釈放を得る者は、有期刑の場合、少なくとも「執行された期間が残刑に等しく」（つまり２分の１に）ならなければならない[142]。ただし、この仮釈放のための期間は最長で15年（法定累犯の場合は20年）を超えることはできない。無期の有罪判決を言渡された者の場合、この期間は18年（法定累犯の場合は22年）となっている。ただし、刑訴法729条４項は、未成年者に対する強姦が伴う謀殺等の社会内司法監督が付される犯罪で有罪判決を言渡された者が、収監中に刑罰適用裁判官によって提案された治療に服さない場合、その者に仮釈放を認めることはできないとしている。

この期間に加え、仮釈放を得る者は「社会再適応に対する真摯な努力」を示し、同時に刑訴法729条２項各号のうち、表９に示すいずれかの要件を満たさなければならない。ただし、一般的には、この「社会再適応への真摯な努力」は、各号において列挙されているものにおいて示されるとされているので、必ずしも上記①から⑤の項目以外に「真摯な努力」を表明する必要はないと理解されている[143]。

この他にも、2000年無罪推定法によって、親権行使者（parentale）のための仮釈放の例外措置が認められている。この法律により創設された刑

142　従来、法定累犯である者の場合には、この期間は執行された刑期が残刑の２倍（３分の２）の経過を必要としていたが、2014年８月15日法によりこの規定は削除された。

143　DUROCHÉ et al., supra note 67, p. 447.

表 9

社会再適応に対する真摯な努力および①から⑤のいずれか
①職業活動、研修および一時的な雇用または学校教育もしくは職業訓練への精励
②その家族生活のへの不可欠の参加
③医学的な治療を受ける必要性
④被害者への賠償のための努力
⑤社会参加または社会復帰に関する他の真摯な計画に打ち込むこと

訴法729-3条によれば、4年以下の自由剥奪刑で有罪判決を言渡された者または残刑が4年以下の者で、10歳未満の子どもに対して親権を行使し、その子どもと同居している場合には、その者に対して仮釈放を認めることができるようになった。この手続きに関しては、刑罰適用裁判官によって最初から言渡すことも可能とされている[144]。ただし、子どもに対する重罪または軽罪で有罪判決を言渡された者は除外される。また、2014年8月15日法により、ここに新たに「妊娠12週を過ぎた妊婦」が加えられ、対象範囲が広がることになった[145]。

加えて、2009年行刑法は、70歳以上の高齢者に対して仮釈放を認めるための期間の制限を解除する規定を設けた。ただし、刑訴法729条6項によれば、適切な看護や住居の証明などにより社会復帰または社会参加が確実であり、かつ犯罪を繰り返す深刻なリスクまたは公共の秩序に対して深刻な動揺をもたらす可能性がないことが条件とされている。もっとも、この種の健康状態の証明は、実務上、そうしたリスクとは別に考慮するものとされている[146]。

仮釈放の準備段階では、種々の情報収集が行われる。まず、刑訴法729条に定める期間の条件を満たしている者の状況は、少なくとも年1回は調

144　HERZOG-EVANS, supra note 139, (25).
145　なお、同規定により法定累犯に対する除外規定は削除された。
146　HERZOG-EVANS, supra note 139, (26).

査されなければならない。刑訴法 D. 522条により、釈放の予定期日と経過期間の満了期日を明らかにするファイルが行刑施設に保管されなければならず、これが必ず刑罰適用裁判官に提出されなければならない。また、釈放地域に関する補充的な資料の収集は、対象者が帰住を希望している地域の行刑局更生保護部を介して行われる。刑訴法712-16条は、刑罰適用裁判官にあらゆる捜査、調査、審問、鑑定および要請を行うまたは行わせる権限を与えており、刑罰適用裁判官はこうした準備調査を指揮するとされている。

なお、刑訴法 D. 522条 2 項は、受刑者が仮釈放の請求が可能な時期に至っているとき、これを本人に通知するのは行刑施設の書記課の役割としている。仮釈放の請求は、本人または弁護人による署名入りの書面による申立ての形式で刑罰適用裁判官に送付される[147]。請求はその提出より 4 月以内に審理されるが、この期間を過ぎれば、対象者は直接控訴院刑罰適用部に対しその請求を行うことができる。

●裁　　定

仮釈放の裁定は、刑訴法712-6条に定める手続きに従い、行刑局の代表者の意見を聞いた後、対審弁論を経て、理由を付した判決をもって行われる。裁定の際、上記の「真摯な努力」等の他に、釈放後の住居、収監中の態度、被害者の意見、その者が及んだ犯罪行為への態度、刑満了までの期間および刑罰に対する被害者等の信頼感が考慮される[148]。

●執　　行

刑訴法723条 2 項によれば、仮釈放を認められた者が監督措置等に服する観察期間は、「有期刑の場合には、釈放の時点で未執行であった刑の期間を下回ることはできない」とされており、少なくとも残刑期間と等しくなる。もっとも、この期間は、刑罰適用裁判官により最長 1 年間延長され

147　刑訴法 D. 49-11条 1 項。
148　BEZIZ-AYACHE et al., supra note 22, pp. 224-225.

うる。ただし、観察期間は、残刑期間がいかなるものであれ、全体で10年を超えることはできないとされている。無期刑の場合には、これは5年から10年の間で設定される[149]。

刑罰適用裁判官によってなされる仮釈放の決定において、当該措置の執行様式および釈放の許可や維持の条件、ならびに監督と援助の措置の性質および期間等が定められる。刑訴法731条各項によれば、仮釈放を受ける者は、その再統合を容易にしかつ証明するための援助および監督の措置、ならびに特定の条件を付されうる。とりわけ、対象者は刑法に定める保護観察の監督措置および義務を付されうる[150]。したがって、仮釈放を受けた者は、刑罰適用裁判官や行刑局更生保護部の保護観察員からの召喚に応じ、その訪問を受け、義務履行に必要な情報や資料を提供し、雇用先や住居の変更および15日を超える旅行を通知し、これらが義務の履行の支障となる場合には、刑罰適用裁判官に事前の許可を取らなければならない。措置の確保は、行刑局更生保護部や資格を与えられた団体による補佐を受けながら、刑罰適用裁判官が行うものとされている。仮釈放対象者に課されている義務等の変更は、刑訴法712-8条に定める手続きに従い、刑罰適用裁判官の理由を付した命令をもって行われる。

また、刑訴法731-1条によれば、未成年者に対する強姦を伴う謀殺等の社会内司法監督に付されうる軽罪または重罪で有罪判決を言渡された者が仮釈放を得る際には、医学鑑定が行われ、これが是認されれば、刑罰適用裁判官の反対の決定がない限り、治療命令を付されることになる。さらに、社会内司法監督が科される軽罪または重罪で7年以上の有罪判決を言渡された者には、移動型電子監視を付すことができる。移動型電子監視が付される期間は2年を超えない範囲で、刑罰適用裁判官（または刑罰適用裁判所）が定めるが、軽罪で1回、重罪で2回これを更新することが

149　HERZOG-EVANS, supra note 139, (89).

150　監督措置および義務に関しては、前掲注76および77を参照。

できる。

次の場合に仮釈放は終了する。まず、観察期間の満了によってこの措置は終了し、釈放が終局的なものとなる。他方、新たな犯罪行為、公然とした不良行為、条件や義務等への不遵守があった場合には、当該措置は取消される。この決定は、刑訴法712-6条に定める手続きに従い、刑罰適用裁判官が、行刑局の代表者の意見を聞き、対審弁論を経て、理由を付した判決をもって行う[151]。

なお、刑訴法733条４項によれば、原則として観察期間の満了によって、釈放の日から刑は終了したものとみなされる。したがって、終了の日より刑法133-1条に定める法律上の復権、または刑訴法786条に定める司法上の復権を得るための期間は進行することになる[152]。

（４） 制限付自由

制限付自由（libération sous contrainte）は、2004年に創設された「新しい刑の修正手続き」と2009年に創設された「刑の終期の電子監視」に代わって、2014年８月15日法によって創設された新しい刑終期の執行様式である[153]。こうした新たな制度の創設に至ったのは、行刑施設の長の主導によってなされる上記２つの制度が、被収容者人口の減少という目的にほとんど有益ではなかったからであるとされている[154]。

新しく創設された制限付自由の手続きでは、まず「１つないし複数の自由剥奪刑で合わせて５年以下の刑を執行している者」で、「執行済みの刑期が少なくとも残刑の２倍に等しくなったとき」（３分の２が執行されたとき）、刑罰適用委員会での調査に付される[155]。この調査は例外なく

151　DUROCHÉ et al., supra note 67, p. 450.

152　HERZOG-EVANS, supra note 139, (114).

153　Laurent GRIFFON-YARZA, *Guide de l'exécution des peines 2015,* Paris : LexisNexis, 2014, pp. 249-250.

154　Id., p. 250.

155　刑訴法720条「執行済みの刑期が少なくとも残刑の２倍に等しくなったと↗

（systématique）に行われるものとされている[156]。刑罰適用委員会での調査は、主宰する刑罰適用裁判官と法律上の構成員である共和国検事および行刑施設の長に加え、行刑局更生保護部の代表者によって行われるが、原則として受刑者本人の出席は予定されていない（ただし、当該委員会に受刑者を召喚することは可能）。当該調査は例外のないものとされているが、受刑者自身が予めこれに同意しない場合はこの限りでない。他方、所定の期間が過ぎているにもかかわらず、当該調査が行われない場合、控訴院刑罰適用部の裁判長は、職権または受刑者もしくは共和国検事の申立てによってこれを行うことができる。もっとも、既に業務が超過している刑罰適用委員会にこれ以上の役割を担わせることは、さらなる負担を強いるとの危惧も表明されている[157]。

刑罰適用委員会での調査の後、適切であると判断されれば、刑罰適用裁判官は、理由を付した命令をもって、残刑の期間を半自由、電子監視、構外作業または仮釈放のいずれかの制度で執行することを決定することができる。これにより受刑者はそれぞれの制度下で、刑罰適用裁判官の統制に服することになる。

なお、2014年8月15日法は、これとは別に、刑訴法730-3条に制限付自由に類似の制度を置いている。これは執行済みの刑期が「残刑の2倍」（3分の2）となった時点で調査の対象となるという点で、制限付自由の手続きに類似しているが、「1つないし複数の自由剥奪刑で合わせて5年を超える」刑を執行している者がその対象となっている。また、この調査を行うのは管轄の刑罰適用裁判官または刑罰適用裁判所であり、その裁定手続きも、刑訴法712-6条または同712-7条に定める対審弁論を経て理由を

↘き、1つないし複数の自由剥奪刑で合わせて5年以下の刑を執行している者の状況は、刑罰適用裁判官が調査する。」

156　GRIFFON-YARZA, supra note 153, p. 250.

157　Id., p. 252.

付した判決をもって行うとされている。さらに、制限付自由の場合は半自由等複数の執行制度が予定されているが、当該手続きでは仮釈放のみとなっている。

5　司法監視、保安監置および保安監視に関係する刑罰適用裁判官の権限

刑罰適用裁判官は、上記の刑の修正措置以外の処分にも関与している。以下では、(i)司法監置、(ii)保安監置および(iii)保安監視について、刑罰適用裁判官が関わる範囲でその概略を示す。

（i）　司法監視

司法監視（surveillance judiciaire）は、2005年12月12日法[158]により創設され、2009年行刑法により改正が行われた危険な者に対する保安処分である[159]。司法監視を言渡された者は、行刑施設からの釈放後、予め見積もられた再犯に対する高度のリスクを予防するために、一定の義務等に服さなければならない[160]。この措置が言渡されるためには以下の条件が必要とされる[161]。

①有罪判決のときに成人であり
②未成年者に対する強姦を伴う謀殺等の社会内司法監督に付されうる重罪または軽罪で有罪判決を言渡され
③７年以上または法定累犯の状態で新たに犯罪に及んで５年以上の刑を言渡され
④検察官の必要的な当該措置の請求があり（刑罰適用裁判官は申立てることはできない）

158　Loi n° 2005-1549 du 12 décembre 2005 relative au traitement de la récidive des infractions pénales, *JORF n° 289 du 13 décembre 2005,* p. 19152 et s.

159　BEZIZ-AYACHE et al., supra note 22, p. 252. もっとも、この制度の創設時、憲法院はこれを「刑の執行の一様式」と考えており、刑と保安処分との区別を明確にしていなかった。この点につき、LAVIELLE et al. supra note 108, p. 663.

160　DUROCHÉ et al., supra note 67, p. 349.

161　LAVIELLE et al. supra note 108, p. 664.

⑤必要であれば釈放後の対象者の住居の設定がなされる

これらに加え、移動型電子監視を付す場合には
⑥移動型電子監視への対象者の同意があり
⑦措置の技術的な実施可能性があること
＊ただし、既に社会内司法監督を言渡されている、または仮釈放の対象となっている者には、この措置は適用されない（刑訴法723-36条）

前述の社会内司法監督が判決裁判所によって刑の宣告の段階で言渡されるものであったのに対し、司法監視は刑罰適用裁判所により釈放の段階で言渡される点で異なっている[162]。

司法監視の対象となる犯罪で有罪判決を言渡されたすべての者は、その釈放前に調査の対象となり、危険性が認められれば、行刑局の代表者の意見を聴いた後、対審弁論を経て、刑罰適用裁判所の判決をもって言渡される。ただし、その期間は、刑の軽減クレジットおよび補充的軽減によって短縮された刑の期間を超えることはできない。

司法監視に付された者は、行刑施設からの釈放後、刑法723-30条に定める以下の義務に服さなければならない[163]。

- 刑法132-44条および同132-45条に定める保護観察対象者に課される一定の義務
- 刑法131-36-12条および同 R. 67-21条に定める移動型電子監視
- 刑訴法706-53-13条に定める犯罪に対する有罪判決の場合には居住指定義務
- 刑訴法 D. 147-37条に定める治療命令（刑罰適用裁判所が反対の決定をする場合を除く）

司法監視に対して、刑罰適用裁判官自身は、単独で決定を行う権限を現在は有していないが、次のような点で関与している。

まず、刑罰適用裁判官（または共和国検事）は、司法監視の対象となり

162　ただし、2009年行刑法までは、この権限は刑罰適用裁判官と分け合っていた。この点につき、LAVIELLE et al., supra note 108, p. 679.

163　LAVIELLE et al., supra note 108, pp. 666-667.

うる者の再犯リスクを評価するために、その者の釈放前に、医学鑑定を命じることができる。その際、刑罰適用裁判官（または共和国検事）は、危険性の学際的評価を任務とした特別の部門に対象者を2週ないし6週の間収容するよう請求し、保安処分学際的委員会（commission pluridisciplinaire des mesures sûreté）に付託することができる[164]。

次に、司法監視が適用される決定がなされた場合、刑罰適用裁判官は、対象者が釈放される少なくとも2週間前に、その者に関する一件資料および決定の複写を送付される。刑罰適用裁判官は、これを検討し、司法監視実施の準備を行わなければならない[165]。司法監視に付された者は、釈放から8日以内に刑罰適用裁判官のもとに召喚され、刑罰適用裁判官は、その社会復帰を助け、援助および統制の措置を実施する[166]。

また、刑訴法723-34条によれば、刑罰適用裁判官は、対審弁論を経ない理由を付した命令をもって対象者が服す義務を変更することが可能であるが、その者の社会復帰が得られたと思料すれば、対審弁論を経た判決をもって課されている義務を終了させることができる。その反対に、これら義務を司法監視の期間を超えない範囲で延長することも可能である。刑訴法723-35条によれば、対象者が課された義務および禁止を遵守しない場合、対審弁論を経た判決をもって、その者が得た刑の軽減期間の全部または一部を取消し、再収監の決定を行うのも刑罰適用裁判官の役割である。

なお、刑訴法723-37条1項によれば、医学鑑定により措置の終了後も対象者の危険性が永続すると判断される場合、保安処分地方裁判所は、刑罰適用裁判官または共和国検事から措置終了6か月前までに付託を受け、当該措置を最大2年間延長することができるとされている。

164　Id., p. 672.
165　刑訴法 D. 147-40条。
166　刑訴法723-33条1項および2項。LAVIELLE et al., supra note 108, p. 679.

(ii) 保安監置

保安監置（rétention de sûreté）は、保安監置および精神障害を理由とした刑事無答責の宣告に関する2008年2月25日法[167]によって創設された保安処分であり、対象者を社会医療司法的センター（centre socio-médico-judiciaire）に留置し、そこで永続的な方法で当該措置を終了させるための医学的、社会的および心理学的治療を提供するものである[168]。

刑訴法706-53-13条1項および2項によれば、この処分の対象となるのは、未成年者に対する故殺、謀殺、拷問、野蛮行為、強姦、略取もしくは

167 Loi n° 2008-174 du 25 février 2008 relative à la rétention de sûreté et à la déclaration d'irresponsabilité pénale pour cause de trouble mental, *JORF n° 0048 du 26 février,* 2008, p. 3266 et s. この法律に関しては、末道康之「フランスの保安処分をめぐって：保安監置と精神障害による刑事免責宣告に関する2008年2月25日法による改正」南山法学33巻3・4号（2010年）217-258頁、井上宜裕「保安監置及び精神障害を理由とする刑事無答責の宣告に関する2008年2月25日の法律（Loi n° 2008-174）について」法政研究77巻4号（2011年）211-229頁および同「フランスにおける保安監置及び保安監視をめぐる近時の動向」法政研究79巻（1・2号）（2012年）47-71頁を参照。なお、これらを廃止する近時の動向につき、井上宜裕「フランス上院に提出された保安監置・保安監視廃止法案について」清和研究論集19巻（2013年）57-64および同「フランスにおける保安監置廃止に向けた近時の動きについて」法政研究81巻4号（2015年）1-25頁を参照。

168 憲法院はこの処分の性質について「刑罰ではなく、刑罰的性格を有する制裁ではない」ので、1789年人権宣言8条に定める遡及適用の禁止から除外されるとしつつも、その自由剥奪的性格から、本法成立以前の犯罪行為に対する遡及適用を可能とする規定を違憲と裁定している。この点につき、フランス刑事制裁研究会「憲法院2008年2月21日裁決第2008-562号（保安監置及び精神障害を理由とする刑事無答責の宣告に関する2008年2月25日の法律2008-174号）」法政研究79巻1・2合併号（2012年）121-135頁を参照。またBEZIZ-AYACHEは、これを「実証主義者の復活を例証する保安処分である」としている。BEZIZ-AYACHE, supra note 3, p. 150. このほか、赤池一将「刑罰が危険性に向き合うとき：問題提起に代えて」刑法雑誌53巻1号（2013年）1-14頁、浦中千佳央「近年フランスの刑事司法分野における処遇政策の変遷：『社会内司法追跡』から『保安監置』まで」刑法雑誌53巻1号（2013年）15-22頁および井上宜裕「フランスにおける社会的反作用をめぐる近時の動向」刑法雑誌53巻1号（2013年）23-33頁も参照のこと。

監禁の重罪、または、成人に対する謀殺、加重的故殺、加重的拷問、加重的野蛮行為、加重的強姦、加重的略取もしくは加重的強姦の重罪である。2010年の改正で、これに、累犯で、故殺、拷問、野蛮行為、強姦、略取または監禁の重罪が加えられている[169]。いずれも、15年以上の懲役刑を言渡され、人格上の深刻な障害を被っているが故に、極めて高度な再犯の蓋然性によって特徴づけられる顕著な危険を示していることが必要とされる。また、保安監置を言渡すためには、重罪裁判所が有罪判決の中で、その者が刑の終了の段階で保安監置を見越した危険性再調査の対象になることを明示的に予告していなければならない。そのうえで、保安処分学際的委員会の調査によって、保安監置が再犯を予防する唯一の手段である場合に、例外的に、保安監置地方裁判所により言渡される。刑訴法706-53-16条は、保安監置の期間を１年としているが、「保安処分学際的委員会の肯定的意見の後、第706-53-15条によって定められた態様に従って、第706-53-14条によって定められた条件が常に充足される限りで、同一の期間につき、更新されうる」としている。したがって、更新回数に制限はない[170]。

刑罰適用裁判官は次のような点で保安監置に関与している。まず、刑訴法 R. 53-8-53条以下によれば、刑罰適用裁判官（または共和国検事）は、危険性評価を実施するために、少なくとも対象となる者の釈放18月前に、保安処分学際的委員会に調査を付託する。当該委員会が保安監置に対して肯定的な意見を出した場合、法院検事長により、保安処分地方裁判所への付託が行われる。この場合、刑罰適用裁判官の権限は保安処分地方裁判所の背後に退くが、否定的な意見が出された場合、その権限を取り戻すことがある。というのも、保安処分学際的委員会が保安監置の条件は満たされないがその者がなお危険であると判断した場合、刑罰適用裁判官に一件資料が差し戻され、そこで司法監視の可能性が検討されるとしている。

169　井上、前掲注167（2011年）、212頁。
170　同上書、213頁および225頁。

刑訴法 R. 53-8-68条は、社会医療司法的センターに収容された者の権利に行刑局の長が制限を加えた場合、刑罰適用裁判官は、これを遅滞なく通知されるとしている。また、刑罰適用裁判官は、被収容者に対し、深刻な家族上の事情による監視付外出許可、または家族関係の維持もしくは保安監置終了の準備のための1日ないし数日間の移動型電子監視付の外出許可を認めることができる。後者の措置は、その者の危険性および再犯リスクと両立可能のものでなければならず、また必要な場合には、とりわけ刑法132-45条の特別義務にかかる条件を伴わせることもできる。刑訴法 R. 53-8-71条以下によれば、外出許可の決定は、行刑局の長、公衆衛生施設の長および共和国検事の意見を聴いた後、刑罰適用裁判官の理由を付した命令をもって行われる。この決定は、共和国検事または保安監置対象者による保安監置地方裁判所の長への不服申立ての対象となる。

㈢　保安監視

保安監視（surveillance de sûreté）は、保安監置と同じ2008年2月25日法により創設され、保安監置の「柔らかな代替（alternative molle）」とされる[171]。保安監視の対象者は、社会内で司法監視と同じ義務に服し、とりわけ治療命令と移動型電子監視を課される。

保安監視が言渡されるのは、次の2つの場合が予定されている[172]。

第1に、社会医療司法的センターにおいて保安監置に付されている者が未だ特定の犯罪に及ぶ危険性を示しているにもかかわらず保安監置が更新されないとき、その者を社会内で監視に付するために保安監視が命じられる。刑訴法706-53-19条1項によれば、この決定は保安監置地方裁判所によって行われる。その期間は2年であり、同一の条件かつ同一の期間更新されうる。この更新の回数に制限はない。

第2に、司法監視および社会内司法監督に付されている者に対し、その

171　LAVIELLE et al., supra note 108, p. 726.
172　BEZIZ-AYACHE, supra note 3, pp. 168-169.

義務を延長するために保安監視を言渡す場合である。刑罰適用裁判官が関与するのは、主にこちらの手続きである。

刑訴法 R. 53-8-46条以下に定める手続きによれば、まず、保安監置の対象となる犯罪で有罪判決を言渡され、司法監視または社会内司法監督を付されている者に対し、刑罰適用裁判官は、当該措置満了の遅くとも８月前までに、共和国検事にその者の状況を伝達し、保安監視の可能性について理由を付した意見を述べなければならない。その者の状況が保安監視を正当化しうる場合、刑罰適用裁判官（または共和国検事）は、医学鑑定を実施させ、そして保安処分学際的委員会への付託を行う。鑑定によりその者の危険性の持続が確認され、当該委員会から保安監視が提案された場合、刑罰適用裁判官（または共和国検事）は、保安監置地方裁判所に付託をする。付託を受けた保安監置地方裁判所は、保安監視を言渡すことができ、その際、司法監視または社会内司法監督で課されていた義務をそのまま保安監視に引き継ぐことができる。さらに、保安監視の満了日の少なくとも３月前までに、刑罰適用裁判官（または共和国検事）は医学鑑定を実施させ、場合によっては、保安処分学際的委員会に意見を求めて付託する。その後、刑罰適用裁判官は、満了日の少なくとも１月前までに、理由を付した意見を添え、保安監置地方裁判所に措置更新にかかる付託を行うとされている。

なお、刑訴法 R. 53-8-48条１項によれば、保安監視に付された者に課される義務は、保安監置地方裁判所の裁判長の職権、保安監視対象者の請求、控訴院検事長の申立てまたは刑罰適用裁判官の申請に基づき、保安監置地方裁判所の裁判長による理由を付した命令をもって修正、補完または削除される。課されている義務に対する対象者の違反が新たな犯罪遂行の高度な蓋然性により特徴づけられる著しい危険を示している場合、刑罰適用裁判官（または共和国検事）は、社会司法医療センターへの仮収監を命じるよう保安監置地方裁判所の裁判長に付託することができる。

6　行刑機関等に対する権限

刑罰適用裁判官は、刑の個別化や修正措置の適用というその業務の特性上、行刑機関との関わりも有している。以下では、刑罰適用裁判官と行刑局更生保護部、ならびに刑罰適用裁判官と行刑施設との関係について概観する。

更生保護部（services pénitentiaires d'insertion et de probation : SPIP）は、1999年4月13日のデクレによって、それまで社会内処遇を管轄していた釈放者保護観察・支援委員会（comités de probation et d'assistance aux libérés : CPAL）と、行刑施設内の社会教育部門が統合された組織である[173]。同デクレは、その任務を「国民の要請により見合ったものとするために、活動の連続性と業務手法の調和を確保すること。サービスに関する組織と業務において、行政と司法の責任の分担を明確にすること。社会復帰の任務をよりよく関連付けるために、連携パートナーに対する県レベルでの行刑局の統一的な窓口（interlocuteur）を創設すること」とした。現在、更生保護部は、行刑局管区長の下に置かれる更生保護部統轄部長（DSPIP）によって運営され、各県に本部とその他いくつかの支部を有している[174]。

更生保護部の主な任務は次の通りである。第1に、身柄の拘束の有無を問わず、刑事司法に関与した者に応対し、その状況を調査し、その者が服す義務等を監督し、遂行されている措置に関して司法機関に情報提供をすることである。第2に、司法機関の決定を援助することである。そのために、刑をより個別化し、個人の状況にもっとも適合した刑の修正措置を言渡すことが可能となるようなあらゆる資料を提供しなければならない。第3に、刑事司法に関与した者に対してあらゆる社会復帰の機会を提供する

173　Pierre COUVRAT, "Quelques propos sur les nouveaux services pénitentiaires d'insertion et de probation", *RSC*, 1999, p. 626 et s.

174　DUFLO et al., supra note 23, p. 128.

ために、国の制度、民間団体、または個人のパートナーとのネットワークの発展と調整を行うことである。これにより、社会権、看護、保健衛生教育、職業訓練、文化的活動、スポーツ、労働および教育制度へのアクセスが確保され、非社会化（désocialisation）との戦いがなされなければならない[175]。以上を通じた再犯予防が更生保護部の主要な任務であるとされている[176]。

更生保護部と刑罰適用裁判官の結びつきは比較的強いと言うことができる。まず、刑罰適用裁判官は、更生保護部長によって作成された年次活動報告書を毎年受け取る。そして自由剥奪刑の対象となる者の各種調査を依頼することができる[177]。さらに刑訴法 D. 576条は、刑罰適用裁判官は「行刑局更生保護部に委任される措置の執行に関する一般的な方針を定め」、「当該部門によるそれらの実施を評価する」と定めている。ドゥ・グレーヴ（Loïc de GRAËVE）によれば、刑罰適用裁判官に委ねられている（行政上は独立している）更生保護部に対する権限は、本質的な実用主義を表している。というのも、有罪判決を言渡された者の調査および監督を任せる主軸となるのが更生保護部である以上、刑罰適用裁判官は、更生保護部が担う措置の一般的な方向性について評価することで、その妥当性を管理

175　更生保護部の任務については、フランス行刑大学校（ENAP）のホームページ（http://www.enap.justice.fr）および行刑局資料 “SPIP et CIP” を参照した。

176　近年、SPIP の任務においても再犯予防が主要な目的として強調されている。2008年の行刑局長通達（DAP n° 113/PMJ1 du 19 mars 2008）では、再犯予防が「SPIP の活動の究極の目的」とされ、「社会復帰を促進することで、再犯に対する効果的な対策となるよう組織されなければならない」としている。これに対して HERZOG-EVANS は、再犯予防は「もっぱら治安目的に寄与するものであり、それは刑事司法に関与した者を、限られてはいるけれども潜在的な能力を持った、働きかけが必要な個人として見るのではなく、単にリスク要因の保有者として見ることに結びつく」ことになるので、「再犯予防は社会復帰と同列に置くことはできない」と批判している。Martin HERZOG-EVANS, *Droit pénitentiaire,* Paris : Dalloz, 2012, p. 148.

177　GRAËVE, supra note 4, (283 et s).

しているのである[178]。また、一般的な方向性の決定に加え、刑訴法 D. 577条は、刑罰適用裁判官（および他の関係する司法官）は、更生保護部に対して付託した一件資料に関して、調査の有効性と効率性を確保するために個別の指示を与えるとしている。

次に、刑罰適用裁判官は、行刑施設との関係においても一定の役割を果たしている。まず、刑罰適用裁判官は「受刑者がその刑を執行する条件」を確認するために、自らの管轄領域にある行刑施設を訪問し、必要であれば、当該施設に対する所見を公表する[179]。この訪問の際に、刑罰適用裁判官は、行刑施設の職員の立会なしに、いつでも受刑者と個別に面談することができる[180]。なお、刑訴法 D. 578条では、刑罰適用裁判官は、行刑施設のほか、刑訴法 D. 544条や D. 574条等に定める釈放者のための宿泊施設または組織等を毎年訪問するとされている。

また、刑罰適用裁判官は行刑施設の長から送られる様々な情報の名宛て人ともなっている。具体的には、まず刑罰適用裁判官は、行刑施設の内部規則の受領者であるとともに、これに対して意見を述べることがきる。また、受刑者に対する隔離（isolement）の決定とその延長を、行刑施設の長によって遅滞なく通知される。同様に、刑罰適用裁判官は、行刑施設の秩序、規律または保安に抵触するあらゆる重大な事故、ならびに行刑施設の長による独居拘禁（encellulement）の決定に関する報告を受ける。さらに、より一般的な観点から、行刑施設の長は、毎年、施設の収容能力にかんがみた収容人員について刑罰適用裁判官に報告しなければならな

178　Ibid.

179　刑訴法 D. 176条。DUROCHÉ et al., supra note 67, p. 462. なお、近時のフランスでは、行刑施設を監視する独立の機関である自由剥奪施設総合監視官や、公的機関が権利と平等を尊重していることを監視する権利擁護官などが創設されている。この点につき、澤登文治「フランスにおける受刑者人権保障と刑務所監視体制」南山法学38巻2号（2014年）199-240頁。

180　Id., p. 463.

い[181]。刑罰適用裁判官は、刑訴法 D. 234条に定める行刑施設の評価委員会（Conseil d'évaluation）の構成員でもあり、行刑法５条に従い、「施設業務の状況を評価し、また必要な場合は、これを改善しうるあらゆる措置を提案する」とされている[182]。

なお、刑罰適用裁判官は、法院および大審裁判所の長の名において、司法大臣に毎年、刑の適用状況に関する報告書を提出する[183]。

Ⅲ　刑罰適用裁判所

1　組織・構成

刑罰適用裁判所は、控訴院の管轄地域における刑罰適用裁判官の中から選ばれた１名の裁判長と２名の陪席裁判官により構成される合議体である。この指名は、毎年、控訴院主席裁判官（premier président de la cour d'appel）の命令をもって行われる。緊急の場合を除き、当該命令は法院裁判官総会（assemblée générale des magistrats du siége de la cour）および管轄地域の大審裁判所裁判長の意見を聴いた後に行われる[184]。刑訴法 D. 49-5条によれば、刑罰適用裁判所が管轄する事件を裁定するとき、少なくとも１名は、有罪判決を言渡された者が拘禁されまたは居住する地域を管轄する刑罰適用裁判官でなければならないとされている。

2　管轄領域

刑罰適用裁判所の管轄権限に関する規則は、前記の刑罰適用裁判官に関する規則に従う。したがって、刑訴法712-10条４項に定めるように、有罪

181　GRAËVE, supra note 4, (294).
182　Id., (296).
183　DUROCHÉ et al., supra note 67, p. 463.
184　刑訴法712-3条及び同 D. 49-4条。LAVIELLE et al., supra note 108, p. 726.

判決を言渡された者が現住所を置く地域、拘禁された地域、または刑に服する地域を管轄する控訴院の刑罰適用裁判所が、それぞれの区分に従い管轄権限を有することになる。

刑罰適用裁判所は、刑訴法712-3条によれば、各控訴院の管轄地域において1つないし複数置かれ、その領域上の管轄権限は、1つないし複数の大審裁判所のそれに応じて、デクレによって定められる。これを受けて刑訴法 D. 49-2条は、「以下の表に示す控訴院を除き」、各控訴院に刑罰適用裁判所が置かれ、その領域上の管轄権限は当該控訴院のそれに及ぶとしている。ここでの「以下の表」によれば、例えば、パリの控訴院には、パリ、ボビニー、クレテイユ、エヴリー、ムランおよびオーセールの6つの大審裁判所が属しており、それぞれ6つの刑罰適用裁判所が置かれるものとされている。

なお、控訴院は、自らの管轄地域における複数の刑罰適用裁判所を再編することができるが、これはあくまで例外でとされている[185]。

3　管轄権限

刑訴法712-1条によれば、刑罰適用裁判所は、刑罰適用裁判官と併せて第1審刑罰適用裁判機構を構成し、自由剥奪刑または一定の自由制限刑の主要な執行様式を決定する。そのために、刑罰適用裁判所は、種々の執行制度の適用を方向づけかつ統制する役割を担うことになる。もっとも、刑罰適用裁判官に比べて、刑罰適用裁判所の権限は限定的なものである。

（1）　裁判長の権限

刑罰適用裁判所の裁判長固有の権限は控えめかつ制限的である。すなわち、刑罰適用裁判所の裁判長は、当該合議体の召集が必要とされていない場合に限り、単独で刑の修正措置に対する請求の不受理を言渡すことがで

185　GRAËVE, supra note 4, (304).

きる。これは請求人に通知され、その通知から24時間以内の不服申立ての対象となる。この場合、当該不服申立てを裁定するのは、控訴院刑罰適用部の裁判長である[186]。

（2） 合議体の権限

合議体としての刑罰適用裁判所は、次の措置に関与している。すなわち、(i)保安期間、(ii)刑の例外的軽減、(iii)深刻な疾病に罹患した者に対する医療上の理由による刑の執行停止、(iv)長期刑の受刑者に対する仮釈放、(v)司法監視および(vi)社会内司法監督に関する決定である。

なお、刑罰適用裁判所の決定手続きについて定める刑訴法712-7条１項によれば、保安期間、刑罰適用裁判官の管轄に属さない仮釈放または刑の執行停止は、有罪判決を言い渡された者の請求、共和国検事の申立て、または管轄権限を有する刑罰適用裁判官の主導により、付託を受けた刑罰適用裁判所の理由を付した判決をもって、許可、延期、不許可、取消しまたは撤回されるとしている。そして同２項は、刑罰適用裁判所の判決は、行刑局の代表者の意見を聴いた後、評議部における対審弁論を経て行われる。この対審弁論では、裁判所は、検察官の申立ておよび有罪判決を言渡された者の意見、また必要であればその弁護人の意見を聴くとしている。

（i） 保安期間

保安期間（période de sûreté）は、特定の犯罪（殺人等生命に対する故意の侵害、麻薬取引およびテロ行為等）で有罪判決を言渡される者に対し、10年以上の実刑を宣告する際に、刑の執行停止もしくは分割、構外作業、外出許可、半自由および仮釈放といった刑の修正措置を認めない期間を設定するものである。刑法132-23条によれば、その期間は、通常、有期刑で半分、無期懲役刑で18年である。もっとも、重罪裁判所は、特別の決定をもって、それぞれこれを３分の２と22年にまで引き上げることが可能であ

186 刑訴法 D. 49-34条。GRAËVE, supra note 4, (307).

り、反対に、これを短縮することも可能である。また特定の犯罪以外でも、裁判所は、5年以上の実刑を宣告する場合に、同様の期間を言渡すことができる。この場合の保安期間は、有期刑で3分の2、無期懲役刑では22年を超えることはできない。前者の保安期間は必要的であり、後者は裁量によって付される[187]。

刑罰適用裁判所は次の点でこの措置に関与している。刑訴法720-4条1項は「受刑者が社会再適応への真摯な証拠（gages）を示すとき、刑罰適用裁判所は、例外的かつ712-7条に定める条件のもとで、刑法132-23条に定める保安期間の終了、またはその期間の短縮を決定することができる」としている。ただし、以下の場合には、この刑罰適用裁判所の権限は制限されることになる。第1に、刑法221-3条2項における謀殺または同221-4条の加重的故殺で、重罪裁判所が保安期間を特別に30年まで引き上げた場合、刑罰適用裁判所は、その者が少なくとも20年間刑に服さない限り、保安期間を短縮または終了させることができない。第2に、重罪裁判所が無期懲役刑で有罪を言渡し、その者に対し何らの修正措置も認められない旨決定した場合、刑罰適用裁判所は少なくともその者が30年刑に服さない限り、刑の修正措置を認めることはできない。ただしこの決定は、危険性判断を行う3名の医学鑑定人の合議体による鑑定を経た後でなければ、行うことができない。

(ii) 刑の例外的軽減

例外的刑の軽減（réductions de peines exceptionnelles）は、2004年Perben Ⅱ法によって認められた措置であり、組織犯罪の発見を容易にする目的で創設された例外的な刑の修正措置である[188]。刑訴法721-3条によれば、組織犯罪に関して「その有罪判決の前または後に、行政機関または司法機関に行った供述が」、組織犯罪に適用される手続きを定める刑訴法

187 HERZOG-EVANS, supra note 48, p. 318 et s.
188 BOULOC, supra note 101, pp. 113-114.

706-73条および同706-74条に挙げる「犯罪の遂行を中止または回避させることを可能にした者」は、最初に宣告された刑にかかわらず、刑の例外的軽減を受けることができる。ただし、その期間は、合算して宣告された刑の３分の１を超えることはできない。この例外的軽減を認めることができるのは刑罰適用裁判所のみである。この措置の決定は、刑訴法712-7条に定める手続きに従い、行刑局の代表者の意見を聴いた後、対審弁論を経て、理由を付した判決をもって行われる。

⑶　医療上の理由による刑の執行停止

刑の執行停止に関しては、上記のように刑罰適用裁判官が幅広い権限を有しているが、医療上の理由による執行停止の場合に、刑罰適用裁判所が一部管轄している。通常、刑罰適用裁判官は、宣告された自由剥奪刑が10年以下または執行すべき残刑が３年以下の場合、刑の執行停止を命じることができるが、これに属さない部分に関しては、刑罰適用裁判所の管轄となっている。個別的な要件等については、刑罰適用裁判官の管轄に属するものに準じる（表７参照）。

⑷　仮釈放

仮釈放においても、刑罰適用裁判官が管轄権限を有さない部分については、刑罰適用裁判所の管轄となる（表８参照）。具体的には、宣告された自由剥奪刑が10年以下、または執行すべき残刑が３年以下以外の者に対して、仮釈放を命じるのは刑罰適用裁判所である。

⑸　司法監視

現在、司法監視を言渡すことができるのは、刑罰適用裁判所のみである。もともと当該領域には、刑罰適用裁判官と刑罰適用裁判所の間で権限が競合していたが、2009年行刑法以来、当該処分の重要性にかんがみ、その全てが刑罰適用裁判所に移管されている[189]。もっとも、司法監視の決定に

189　GRAËVE, supra note 4, (315).

おける刑罰適用裁判所の権限にかかわらず、この措置の監督、管理に責任を持つのは刑罰適用裁判官である。司法監視にかかる決定は、刑訴法712-7条に定める手続きに従い、行刑局の代表者の意見を聴いた後、対審弁論を経て、理由を付した判決をもって行われる。

⑹　社会内司法監督

重罪裁判所は、無期懲役刑を言渡すとき、期限なしの社会内司法監督を言渡すことができる。刑法131-36-1条2項によれば、刑罰適用裁判所は、30年の経過の後、判決裁判所によって言渡された社会内司法監督を終了させることができる。この決定は、刑訴法712-7条に定める手続きに従い、行刑局の代表者の意見を聴いた後、対審弁論を経て、理由を付した判決をもって行われる。

Ⅳ　控訴院刑罰適用部

控訴院刑罰適用部（chambre de l'application des peines）は、現在、第1審刑罰適用裁判機構の決定（命令・判決）に対する第2審刑罰適用裁判機構を構成している[190]。かつては、刑罰適用裁判官の決定に対する不服申立ては、軽罪裁判所、軽罪控訴部および仮釈放中央裁判所等に提起されていたが、2004年 Perben Ⅱ以来、控訴院刑罰適用部が唯一の控訴審となっている。控訴院刑罰適用部自体は措置の監督や管理には関与しないが、以下では、その組織および構成、管轄領域ならびに権限について概観する。

1　組織・構成

刑訴法712-13条によれば、控訴院刑罰適用部は、通常、1名の裁判長と2名の陪席裁判官によって構成される。その指名は、控訴院主席裁判官が

190　HERZOG-EVANS, supra note 48, p. 185 et s.

裁判官総会の意見を聴いた後、命令をもって行う[191]。

2　管轄領域

各刑罰適用部の領域上の管轄権限は、原則、これが属する控訴院の管轄地域において行使される。しかしながら、刑訴法D. 49-10によれば、刑罰適用部がいわゆる拡大構成（composition élargie）を採る場合等には、その領域上の権限は控訴院の管轄領域を超え、複数の控訴院に及ぶことができる。

3　管轄権限

刑訴法712-11条によれば、刑罰適用裁判官および刑罰適用裁判所の決定は、有罪判決を言渡された者、共和国検事および法院検事長による不服申立ての対象となることができる。これが受理されうる期間は、刑罰適用裁判官の命令については24時間以内、刑罰適用裁判官および刑罰適用裁判所の決定については10日以内とされている。命令に対する控訴は控訴院刑罰適用部の裁判長に、判決に対する控訴は合議体としての控訴院刑罰適用部に付託される。

（1）　裁判長への控訴

控訴院刑罰適用部の裁判長への控訴について定める刑訴法712-12条は、刑罰適用部の裁判長は、検察官による書面の意見および有罪判決を言渡された者またはその弁護人による書面の意見を検討し、理由を付した命令をもって裁定すると定めている。ここで主に関係するのは、刑の軽減、監視付外出許可および外出許可の決定、ならびに進行中の措置等に付随する義務の変更等にかかる刑罰適用裁判官の決定である。また、2014年８月15日法によって、刑事強制に付される義務の変更や制限付自由に関する命令も

191　刑訴法 D. 49-8条。

含まれることになった。

（2） 部への控訴

刑訴法712-13条によれば、刑罰適用裁判官および刑罰適用裁判所による判決への控訴は、控訴院刑罰適用部に提起される。控訴院刑罰適用部は、裁定にあたって通常の構成と、いわゆる拡大構成という2つの形式を有している[192]。通常の構成では、刑訴法712-6条および712-7条に従って行われた刑罰適用裁判官の判決に対する不服申立てが審理される[193]。この場合、当該部は、検察官の申立ておよび有罪判決を言渡された者の弁護人の意見を聴く対審弁論を経て、理由を付した判決（arrêt）をもって裁定を行う。ここでは、有罪判決を言渡された者は、特別の決定がなければ審問されることはない。拡大構成には、通常3名の職業裁判官のほかに、非職業的陪席として有罪判決を言渡された者の社会復帰に関与する団体の責任者、および被害者支援団体の責任者の出席が予定されている。こうした構成が想定されるのは、刑訴法712-7条に定める保安期間、長期刑の仮釈放および刑の停止等に対する刑罰適用裁判所の判決に対する不服申立ての審理がなされる場合である[194]。

（3） 破毀申立て

2000年無罪推定法は、控訴審での決定が破毀院への上告の対象になると明確に認めてはいなかったが、2004年 Perben Ⅱ 法は、控訴院刑罰適用部の裁判長の命令および当該部の判決がその対象となることを明示した。刑訴法712-15条によれば、刑罰適用部裁判長および刑罰適用部の命令および判決は、「その通知から5日以内の破毀申立ての対象となりうる」とした。

192 HERZOG-EVANS, supra note 48, p. 186.
193 Ibid.
194 Ibid. 刑訴法712-3条2項および刑訴法712-13-1条1項。

むすびに代えて――今後の課題

以上、刑罰適用裁判官の制度的な全体像を概観した。まず明らかになったのは、今日、刑罰適用裁判官制度は、ほぼ完全な司法化と裁判化を実現させたと言って良いという点である。独立の司法機関として幅広い権限を持ち、かつ手続き面でもかなりの対審化が進み、ほぼすべての決定に対する不服申立ても整備されている。しかし、他方で、とりわけ刑の修正手続きや管轄の措置に関して、その多様化と多元化により全体像の把握が極めて困難ともなっている。

また、そうした複雑性を考慮した上で、あえてその役割をまとめれば、概ね次の３つに要約できるように思われる。第１に、刑罰適用裁判官は、まずもって社会内処遇の監督者としての役割を担っている。保護観察付執行猶予を始めとして、判決裁判所によって言渡された非拘禁的措置や社会内刑罰に付随する義務等を監督し、必要な処分を行うのは、刑罰適用裁判官の重要な任務である。これは、もともとは保護観察の監督者としての役割を期待して創設された刑罰適用裁判官の出自に由来するものであったが、現在でも、その役割は維持され、また拡大する傾向にさえある。第２に、刑罰適用裁判官は、刑の修正手続きの決定者としても、今日、極めて大きな役割を果たしている。刑罰適用裁判官は、刑の執行前・執行中の両面において、刑の修正手続きを主導し、対象となった者の拘禁の回避または緩和によって、その社会復帰を援助する役割を担っている。さらに、この裁判官が選択可能な措置のバリエーションが豊富に用意されており、刑の個別化を効果的に行うことが可能となっている。第３に、刑罰適用裁判官は、行政機関、とりわけ行刑局や更生保護部に対して、その業務を方向づける行政上の管理者としての役割も担っている。ここでは、司法機関と行政機関の権力分立上の問題も危惧されるところであるが、刑罰適用裁判官は、それら機関の活動報告を受けるとともに、必要な調査を依頼することも可

能となっている。また、公益奉仕労働を実施する私法上の法人への授権および公益奉仕労働リストへの登録といった司法行政的な業務にも、刑罰適用裁判官は関与している。

以上のような多様かつ複雑な刑罰適用裁判官制度の日本における展開可能性を探るためには、理論的および実証的な観点からの分析も含んだより踏み込んだ検討が必要になるであろう。この点についは、稿をあらためて論じたい。